

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける

発注者責任に関する懇談会（第7回）

日 時：平成21年4月21日（火）14:30～16:30

場 所：国土交通省（中央合同庁舎第3号館）

4階 特別会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 事

（1）企業評価専門部会の報告

（2）品質確保専門部会の報告

（3）品質確保専門部会 電気通信施設WGの報告

（4）設計・施工プロセス専門部会の報告

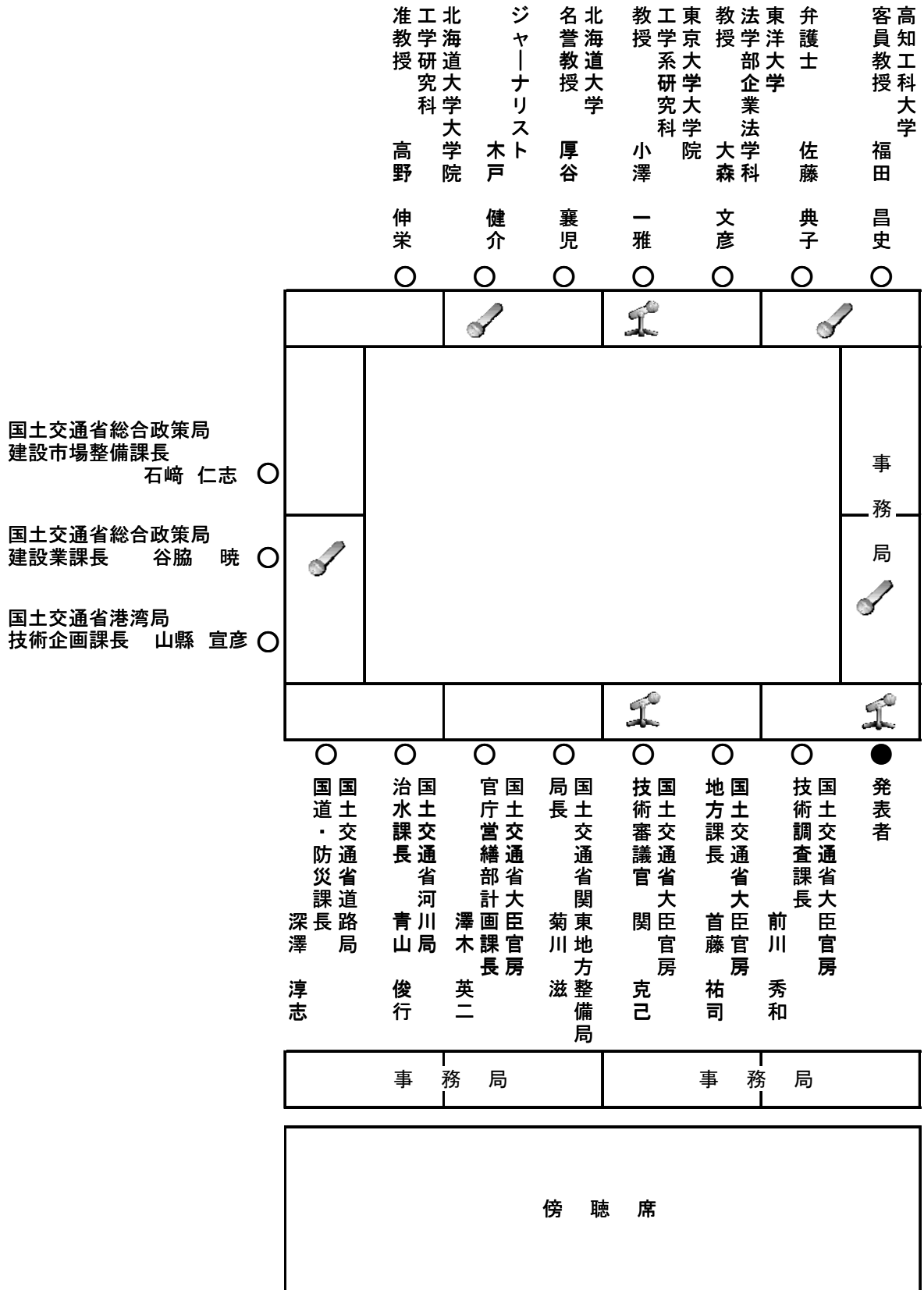
（5）その他の委員会等の報告

4 その他の報告事項

5 閉 会

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける 発注者責任に関する懇談会（第7回）

座 席 表



国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける

発注者責任に関する懇談会

委員名簿

委員長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	厚谷 襄児	北海道大学 名誉教授
委員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
委員	木戸 健介	ジャーナリスト
委員	佐藤 典子	弁護士
委員	高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究科 准教授
委員	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委員	関 克己	国土交通省大臣官房技術審議官
委員	首藤 祐司	国土交通省大臣官房地方課長
委員	前川 秀和	国土交通省大臣官房技術調査課長
委員	澤木 英二	国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
委員	青山 俊行	国土交通省河川局治水課長
委員	深澤 淳志	国土交通省道路局国道・防災課長
委員	山縣 宣彦	国土交通省港湾局技術企画課長
委員	菊川 滋	国土交通省関東地方整備局長

オブザーバー

谷脇 暁 国土交通省総合政策局建設業課長

石崎 仁志 国土交通省総合政策局建設市場整備課長

(事務局) 国土交通省大臣官房技術調査課

国土交通省国土技術政策総合研究所

国土交通省関東地方整備局

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける

発注者責任に関する懇談会

設立趣意書

公共事業は、国民生活、経済活動を支える公共施設の整備・管理を行うものであり、効果的かつ効率的に事業を実施し、信頼性の高い施設を整備する上で、事業に関する計画、調査・設計、施工、維持管理という建設生産システムの各段階を通じ、様々な社会的要請を踏まえながら継続的に調査・設計や工事の調達を行う発注者の役割は、極めて重要である。

国土交通省直轄事業における建設生産システムは、昭和30年代に、直営工事から請負工事へと大きく変更されて以降、大きな変更がなされていないが、昨今、設計や施工における品質確保に関する様々な問題が顕在化する中、現在の建設生産システムとそれに関連する発注者の責任の在り方が、あらためて問われている。

本懇談会は、中央建設業審議会の議論を踏まえつつ、国土交通省直轄事業の建設生産システムに関する実態に基づき、発注者責任の観点から、建設生産システムの在り方及び諸課題への対応方針についての検討・提言を行うことにより、国土交通省直轄事業の適切な執行を図ることを目的に設置するものである。

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける

発注者責任に関する懇談会

懇談会規約

(総則)

第1条 建設生産システムに関する現場の実態及び諸課題を踏まえ、発注者責任の観点から建設生産システムのあり方及び課題への対応方針についての検討を行い、提言を行うため、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会（仮称）」（以下「本会議」という。）を設立する。

(本会議の事務)

第2条 国土交通省所管の直轄工事において、建設生産システムのあり方及び課題への対応方針についての検討を行い、取り組む施策の基本的方針等を提言する。

(本会議の構成)

第3条 本会議は、会議の長（以下「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会議を統括する。
- 3 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 4 本会議は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 5 本会議は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

(本会議の開催)

第4条 本会議は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

(専門部会)

第5条 本会議に、個別施策について専門的視点から検討を行うために、専門部会を置く。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

(事務局)

第6条 本会議の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術総合政策研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部技術調査課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成18年 5月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成18年 9月29日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成19年 4月20日から施行する。